

平成30年4月から

後期高齢者医療保険料の軽減率が変更となりました

- 保険料の年間上限額の引き上げ 年間上限額が57万円から**62万円**に引き上げられました。
- 所得割額の軽減 平成30年度から所得割額の軽減が**廃止**されました。（※廃止前：加入者本人の所得金額が91万円以下の場合は2割軽減）
- 均等割額の軽減

軽減割合	世帯の所得額の合計
9割	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額88万円以下（その他の各種所得がない）
8.5割	33万円以下
5割	33万円+（※ 27万5000円 ×被保険者の数）以下（※変更前：27万円）
2割	33万円+（※ 50万円 ×被保険者の数）以下（※変更前：49万円）

- 扶養家族だった方への特別措置
制度加入直前まで被用者保険（会社の健康保険等）の被扶養者であった方には、急な負担増を和らげるために、次の特別措置があります。
- ①所得割額の負担を免除

②均等割額の※**5割軽減**（※変更前：7割軽減）

➡

年間保険料は※**2万200円**

（※変更前：1万2100円）

★平成30年度の保険料および詳細につきましては、7月上旬に送付された通知書にてご確認ください。

■問い合わせ先
健康保険課 国保介護班 TEL：0173（22）2111（内線144、145）

平成30年8月から

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

- 現役並み所得区分については、**3つに細分化された上で限度額が引き上がり**、外来特例は**廃止**されます。
 - 一般所得区分については、外来上限額が1万4000円から**1万8000円**に引き上がります。
- [70歳以上の方の上限額（平成30年8月診療分から）]

区分	限度額	
	外来（個人）ごと	（世帯ごと※1）
現役並みⅢ （課税所得690万円以上）	25万2600円+（医療費月額－84万2000円）×1% 〈14万100円〉※2	
現役並みⅡ※3 （課税所得380万円以上）	16万7400円+（医療費月額－55万8000円）×1% 〈9万3000円〉※2	
現役並みⅠ※3 （課税所得145万円以上）	8万100円+（医療費月額－26万7000円）×1% 〈4万4400円〉※2	
一般 （課税所得145万円未満）	1万8000円 （年間上限14万4000円）	5万7600円 〈4万4400円〉※2
低所得Ⅱ※3 （住民税非課税）	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ※3 （住民税非課税（所得が一定以下））		1万5000円

- ※1 同じ世帯で同じ医療保険に加入している方については、自己負担額を世帯で合算することができます。
- ※2 4回目の該当から負担額を抑えるために〈〉内の金額が限度額になります。
- ※3 低所得Ⅰ・Ⅱおよび現役並みⅠ・Ⅱの方は限度額適用認定証が必要となりますので、健康保険課 国保介護班④番窓口にて申請してください。

■問い合わせ先
健康保険課 国保介護班 TEL：0173（22）2111（内線144、145）